

平成30年度第3回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2019年3月20日（水）午後3時開会
場 所：さっぽろテレビ塔 2階 しらかば・あかしあ

■ もくじ ■

1	開会	2
2	報告事項	2
	(1) 景観プレ・アドバイスの実施について	
	(2) 活用促進景観資源の登録について	
	(3) 景観形成に関する普及啓発について	
3	閉会	23

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、年度末の大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員14名中11名の方がおそろいでございます。

札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、平成30年度第3回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。報告事項に入るまでの進行役をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎資料確認及び連絡事項

○事務局（地域計画課長） それではまず、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、配布資料1「会議次第」、配布資料2「札幌市景観審議会委員名簿」、配布資料3「座席表」、報告資料1「景観プレ・アドバイスにおける札幌市の助言内容と申出者の意見」、報告資料2「活用促進景観資源の登録について」、報告資料3「景観形成に関する普及啓発について」、以上を置かせていただいておりますが、不足のものなどはございませんでしょうか。

次に、連絡事項ですが、小澤委員、片山委員、早川委員につきましては、欠席する旨のご連絡が入っております。

それでは、この後、報告事項に入りますが、その後の場内の写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、西山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 報告事項

○西山会長 事務局からお願いされているのですけれども、この後の議論は、必ずマイクを使用してくださいということです。つい力が入ると取り忘れますけれども、お互い促し合ってマイクを使用していただければと思います。

ことは早めの春が来ているようでございます。私は、2週間ばかり南太平洋に行っていて、きのう戻ってきました。帰ってくると道路の雪がほとんどなくなっているので、もう春の訪れだなと非常に感じたところです。

今から緑も美しくなってくると思いますが、札幌市の景観審議会を開催するにふさわしいほかほかとした午後でございます。議論は熱くいきたいと思いますが、きょうは審議事項がなく、報告事項が中心ではございますので、こういうときにこそ、いろいろなことを

議論し合って、次の札幌市の景観づくりの糧にしていきたいと思います。皆様、ご忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、報告事項に移ります。

報告事項1の景観プレ・アドバイスの実施についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（景観係長） 景観係長の永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、報告事項1の景観プレ・アドバイスの実施についてご報告させていただきます。

今回は、平成30年度第1回と第2回の2回分の景観プレ・アドバイスをスクリーンにてご報告させていただきます。

また、お配りしている報告資料については、第1回の議事は書面による助言と、それに対する回答のやりとりを含めて協議が終了していることから、現在、札幌市のホームページにて、そのやりとりを公表している資料となっております。

また、第2回の議事については、現在、2月18日に書面による助言を行って、引き続き協議中でございますので、スクリーンのみのご報告になります。

それではまず、第1回景観プレ・アドバイス部会ですが、平成30年11月1日に、画面の5名の委員の方により開催いたしました。

計画名称は北3東11周辺地区第一種市街地再開発事業についてでございます。

行為の場所につきましては、中央区北3条東11丁目335-2ほかで、今年度第1回の景観審議会でご報告した苗穂駅北口西地区がこちらの画面で言うと上のところですので。これに続いて、今回は南口側の計画が対象となっております。

こちらにつきましては、申し出者は北3東11周辺地区の市街地再開発組合、設計者は株式会社山下設計で進められております。

対象の建築物としては、2棟の高層の共同住宅と高齢者住宅となっておりますが、こちらで示すとおり、南口の広場に対しまして、共同住宅が2棟、高齢者住宅が1棟建つのですが、それ以外にも広場を中心に事務所、寺院、渡り廊下もつきますので、その関係性も含めてご意見をいただき、報告書のとおり協議が終了しているものでございます。

パースとしてはこのような感じで、大きく2棟が建って、こちらが高齢者住宅、そのほか、寺院や、渡り廊下がこの辺に走って、こちらが苗穂の新しい駅となっております。

続きまして、第2回景観プレ・アドバイス部会ですが、こちらは平成31年1月24日に、2件について、5名の委員の方により開催いたしました。

1件目の計画については、計画名称を新さっぽろ駅周辺地区G・I街区開発計画（G街区部分）ということでございます。

行為の場所につきましては、厚別区厚別中央1条5丁目493-27で、JR新札幌駅の南側、こちらに青少年科学館があるのですが、その西側のG街区というところが対象でした。

申し出者は、学校法人札幌学院大学と学校法人産業技術学園、設計者は、大成建設株式会社で進められております。

こちらにつきましては、昨年度、3月14日に行われた第3回景観プレ・アドバイス部会において、非公開による構想段階のプレ・アドバイスを行って、そのときはJR北側の1街区の計画も含めてアドバイスをいただいたのに引き続き、このときは公開による設計段階のプレ・アドバイスで、具体的な計画に対してアドバイスをいただきました。

内容としましては、建物の平面はスクリーンに示すとおりとなりまして、建築物の外壁の色彩、素材について、駐車場の色彩や着色方法について、オープンスペースの使われようについて意見が交わされたところであります。

続きまして、2件目の計画名称は南2西3南西地区第一種市街地再開発事業で、行為の場所につきましては、南2条西3丁目20で、札幌駅前通と狸小路が交差するところに位置しております。

申し出者は、南2西3南西地区市街地再開発組合、設計者は、株式会社プランテック総合計画事務所で進められております。

こちらについては、共同住宅と商業施設で構成されておりまして、内容につきましては、1階部分のしつらえ、商業部分の7階に屋上広場が公開空地として存在しておりますので、その屋上広場についての使われよう、駅前通と南2条線の交錯部のカーテンのようになっている部分のガラス面について、高層部分の色彩について意見が交わされたところです。

今後につきましては、第1回の物件については、景観法に基づく届出の中で景観アドバイスの協議を引き続き事務局で行ってまいります。第2回の物件2件につきましては、現在、3月22日の期限で申し出者から書面にて回答を受けることになっておりまして、その後、各部会委員の皆様と引き続き内容を確認していく状況になっております。

簡単ですが、報告は以上とさせていただきます。

○西山会長 まず、今のご説明に対する質問等はございますか。

毎年、大切な開発が1年間で複数上がってきておりまして、プレ・アドバイスご担当の委員の方々には大変多大な時間を割いていただいて、審議、アドバイスをいただいているところです。

特にこの計画は、プレ・アドバイスがきいてきているのではないかと出られた委員からお話を伺っております。形だけで終わるのではないかというのがこのプレ・アドバイスに対する懸念であったわけですが、業者の方にもだんだんとこのプレ・アドバイス制度が浸透してきたようでございます。公開でやられるプレ・アドバイスには、次に出す業者も来ています。実質的に、このプレ・アドバイスの存在が社会に認知されてきて、段階にもよりますが、物によってはアドバイスを受けてかなり真摯に改善に取り組んでいただいている印象も受けつつあります。

委員の皆様から、追加でお気づきの点、ご説明しておきたい内容、またご質問などはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○西山会長 それでは、プレ・アドバイス部会の委員の皆様には、ご尽力いただいております。ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

では、続いて、報告事項2の活用促進景観資源の登録についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） それでは、報告事項2の活用促進景観資源の登録について、景観まちづくり担当係長の菅原から報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

この活用促進景観資源ですが、平成29年2月の景観計画の改定に合わせて新設された制度です。

景観計画の中では、52ページから53ページに記載されておりまして、振り返りではないですけれども、この制度について、大まかな概要をここでお伝えしたいと思います。

これまで、景観法に基づいて指定をされてきました景観重要建造物、また、札幌市景観条例に基づいてこれも指定されてきました札幌市景観資産が歴史的価値に着目した指定に限定されてきていること、また、そういったところから活用の可能性がなかなか広がっていない課題を受けまして、今後、景観資源の価値の捉え方を拡大し、これまでより幅広く把握していく、そして、顕在化させることで市民の皆様の関心を掘り起こして活用につなげるために位置づけていきたいという制度になっております。

この制度は、市民の皆様方からの提案も可能でして、そういったところからやわらかく愛称も必要ではないかと審議会からご意見をいただきまして、今、このスクリーンに表示しています「みつけた！さっぽろのいいところ、景観の種プロジェクト」という名前をつけまして、登録から公開、活用につながるまでの一連の流れをプロジェクトという形で現在進めているところです。

登録されるまでの流れの簡単なフロー図を表示しております。

我々事務局として、札幌市が登録の審査を行いまして、その後、審議会の専門部会にて意見聴取を行います。今年度はこの専門部会を1月17日に開催させていただきました。そこでいただいた意見をさらに事務局で調査、審査した内容に反映させまして、資源の所有者の方に登録の同意をいただくということで、きょう報告する内容については、登録の同意をいただいたものになります。

その後の流れとしましては、登録通知の発行を事務局からしまして、資源の所有者様に通知を受け取っていただいた後、情報公開、そして、適宜、登録の報告という流れだったのですけれども、今回は同意をいただいたタイミングがこの審議会の直前であったこともありますので、情報公開に先立って報告を行っております。

次に、今回、登録になった案件3件を地図としてプロットしております。

1番は、区域としての登録ですが、ポプラ通り（屯田防風林）になります。

2番は、赤色の丸になっておりますが、市民からの提案として今回上がったものになります。

ます。活動として登録しております、ラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観となっております。

3番は、緑色の丸ですけれども、樹木としまして、真駒内曙中学校のハルニレです。

以上の3件について、登録の同意をいただいたということで、本日報告いたします。

なお、お手元に、報告資料2として、今後、ホームページ等々で公開することを想定した資料をお渡ししております。基本的にはこれに沿って説明をしていきたいのですが、スクリーンでは写真と位置図を表示いたします。

まず、1件目のポプラ通りになります。

地図上では、ここにJR新琴似駅がありまして、この辺に太平駅があって、ここに麻生球場があるのですけれども、屯田西公園がありまして、約2.5キロメートルくらい防風林があります。

お手元の報告資料2の1枚目を読み上げます。

活用促進景観資源第1号、ポプラ通りです。

景観上の特徴として、「さっぽろを空から見たときにも、くっきり緑の帯として見えるこの緑地は、農地を厳しい風から守るための防風林として大正時代に植樹されたのが始まりとされており、開拓の足跡を感じることでできる貴重な景観資源です。

ポプラ通りとして平成10年には現在の形に整備され、住宅地のなかで、樹齢100年を越すポプラの大木や、都心部では見かけることが少なくなったオオウバユリの群生地など、濃い緑陰のなかにめずらしい草花と出会える自然豊かな憩い・散策の場として多くの人に親しまれているほか、地域住民等が特定外来生物の駆除作業やパトロール活動を行うなど、その保全に努めています。

このことから、石狩平野開拓の農耕史を物語る耕地防風林として、まちの成り立ちを物語る景観特性は、『地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり』をあらわすものであり、また、自然環境の保全による『生態系』に配慮した景観形成に寄与する活動などが行われていることから、『多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり』をあらわしています。』。

次に、活用促進景観資源の第2号としまして、ラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観となっております。

地図上は、地下鉄宮の沢駅から二十四軒手稲通を手稲区方向に1キロメートルほど歩いたところの区域になります。地図上はぼやかしたような形になっているのですけれども、この通りを中心として地域の活動が活発に行われているということで、こういう表示にしております。

景観上の特徴としまして、「宮の沢中央地区では、地区を通る二十四軒・手稲通歩道部へ地域の方々がラベンダーを植え、育てる取り組みが地域主体で積極的に行われており、『ラベンダー通り』として地域のシンボルとなる道路景観がつくられるとともに、取組を通じたコミュニティが育まれています。

このほかにも、清掃活動やラベンダーを活用したクラフト作り、冬には地域ぐるみでスノーキャンドルやアイスキャンドルによる冬の景観づくりなど、地域にとって欠くことのできない景観となり、この通りを中心に、地域主体の活動が広がっています。

地域の方々が時間をかけてその地域ならではの景観を育て、その景観がさらに地域の絆を育んでいる姿は、『四季の変化』や、『冬の暮らし』といった札幌の景観特性を生かした良好な景観の形成につながっている」としております。

次に、第3号としまして、真駒内曙中学校のハルニレになります。

地図上では、真駒内公園と真駒内アイスアリーナがありまして、豊平川があるというところの中学校の校庭に、この写真のように大きく残っているハルニレになります。

樹齢は300年ほどということで、南区のホームページでも紹介されているものです。

景観上の特徴としましては、「真駒内曙中学校のハルニレの大木は、周辺地域で真駒内種畜牧場が営まれていた時代から残るものであり、この地に中学校が設置された際に敷地内に保全されました。

このハルニレを仰ぎ見ながら学び育った子供たちや、地域に暮らす人たちにとっても、この地域を特徴付ける景観資源となっているとともに、小動物に住みかを提供するなど、自然豊かな札幌を身近に感じることでできるみどりの景観資源となっています。

札幌に自生する樹木であるハルニレが保全され当時の姿をとどめていることは、自然、歴史、コミュニティなど様々な視点からかけがえのないものであり」としております。

以上、3件につきまして、本日時点で所有者の同意を得られたということで、登録の報告とさせていただきます。

私からの報告は以上となります。

○西山会長 これにつきまして、1月に部会を開催しまして、そちらで委員の方々にご尽力をいただいて議論され、数はそう多くありませんが、きちんと特徴も書き上げられて、第1次のものが選ばれています。

これにつきまして、ご質問等はございますでしょうか。

○岡本委員 これは、提案を受けて、今回、第1号から第3号ということになっていると思います。提案された時期にもよりますが、母数が10とか20とある中から3件選出したのか、3件出てきて3件を指定したのか、教えてください。

○西山会長 この選考の経緯について、ご説明いただいてもよろしいですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、今回提案いただいたのは、第2号のラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観1件のみになります。それ以外は、札幌市がこれまでに把握している景観資源を調査しまして、それを部会の中でご意見をいただいて決めていったこととなります。

実際の件数で言いますと、1月17日の部会の時点では、全部で7件についてこれから同意を得たいということでご意見をいただいています。また、その部会の中で、これもいいのではないかとということで、3件程度追加で調査を行ったらいいのではないかとというご

意見をいただいております、今、調査をしているところです。

以上です。

○西山会長 部会では7件を諮りましたが、そのベースとなるリストがあって、そのリストの総数は何件ぐらいでしたか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今年度の時点では全27件になります。

○西山会長 27件ですが、残念ながら、市民には活用促進景観資源が何たるかがうまく伝わっていないところがまだまだあると思います。市民からの提案は1件だったという理解でいいですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そのとおりです。

○西山会長 ですから、まずは札幌市が市で既に持っているさまざまなリスト、これはもちろん緑だけではなくて建物とかいろいろあります。多分、今回の第2号は活動でありますけれども、基本的には公共空間ですね。このポプラも公共のものですが、そのリストの中には個人所有のものもあります。ただ、今回は結果としてこの三つから同意がとれたというふうな理解でいいのかなと思います。それでよろしいですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○西山会長 ほかはいかがでしょうか。

○石塚部会長 確認ですけれども、29件ではありませんでしたか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 申し訳ございません。29件です。

○石塚部会長 札幌市から29件をリストアップいただいて、そのうち7件を札幌市からの推薦候補という形で、部会でいろいろと吟味させていただき、その結果、9件を部会からの推薦ということで取りまとめさせていただきました。ほかの6件については、継続的に所有者に打診をされている状況でいいのでしょうか、それとも、今年度は3件にとどまったというご報告なのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 本日時点で3件ということで、所有者に同意を得るための協議は、ほかのものもそのまま継続して進めています。ですから、きょう、これ以降も継続的に進めていくものになりますので、その辺は同意を得るために頑張って協議していきたいと考えております。

○西山会長 ほかにどうぞ。

○松田委員 今の件について、もう少し詳しく聞きたいと思います。

その継続している6件は、一度当たって、すぐには了解いただけなくて継続されているのか、まだ当たっていないところもあるのか、どういう状況なのか、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。あるいは、そのときの6件の反応はどんな感じなのか、お聞かせいただけるとすごく参考になると思えました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 6件全て当たっております。その中で、先ほど西山会長もおっしゃられたとおりでして、制度自体がまだまだ認知不足というか、我々も周知が足りていないところもあるのですが、余りよく知られていませんので、今、実際に丁

寧な説明をし続けているところになります。

○西山会長 これは、部会を開くたびに幾つか選ばれるのでしょうか。でも、部会では9件の候補を選んで、3件から同意がとれていたタイミングでした。もしこの審議会がもう少し遅くて、同意がふえていたら4件になっていたかもしれないという感じでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 同意の作業はこの審議会のスケジュールに合わせてやるものではないので、それは継続して進めていくことになります。次年度も、先ほどの29件の調査をして、また、部会の中でご意見をいただいて、同意を得られた3件を除き、今後継続的に進める6件にさらに追加して所有者の方に同意をいただくために協議をしに行く流れになっています。

○西山会長 要するに、随時ということですね。常に応募も受け付けていて、第1回はいついつまでということではなかったということですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうではなくて、随時ということで、今、作業をしています。

○西山会長 随時、事務局は調査をされ、この部会というのは、次回、どういうタイミングで開くことになるか、何かルールがあるのでしたか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ルールではないのですが、我々としてある一定数の、これであれば登録にかなうのではないかと審査が終わった段階で部会の中でご意見をいただくというタイミングで設定させていただきたいと考えております。

○西山会長 私は事前に聞いたのですがけれども、事務局が調査しているの調査は何を指しているか、説明していただいているか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 札幌市がこれまでに把握している景観資源が実際にどういうものか、そして、景観計画に照らし合わせてどういった景観上の価値があるかというところの整理が調査の主な作業になっております。

○西山会長 現地調査をやるかどうかというのはどうですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 部会にお示しする前に現地も全て見に行っております。

○西山会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 お聞きしたいのですが、ここを読みますと、登録を促すことや登録した資源が広くPRされることによって市民に景観の大切さを周知していこうということが目的だと思うのですが、今回、どのように募集、PRされて、登録されたものは今後どのようにPRに活用されていく予定かということをお聞きしたいです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 先ほどお示したこのプロジェクトの名前をつけまして、チラシや、札幌市の公式ホームページで公開しています。実際に、札幌市の文化財課が行ったイベントでチラシを配架するとか、実際にまちづくりの活動を行っている団体に出向いてお話をするとといった地道な活動をしております。

今後の周知、PRですけれども、同じ景観施策の中で普及啓発事業や景観まちづくりの

推進事業もやっておりますので、そういったところとの連携も含めて、より効果的にどういったことができるかを内部で検討しているところです。

○吉田委員 今回の募集に関して、どのくらいの期間、PRされたのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 昨年10月の第2回景観審議会で、この制度がおよそこの形で進めることができるだろうと決まりましたので、それ以降となります。

○山本委員 29件の中から選ばれて検討していくのでしょうかけれども、理解を得られない理由は具体的にどんなことでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 実際にケース・バイ・ケースもあって、そもそもこれに登録されてどうなるのかわからない、実際に登録されて札幌市がこういうことをしたいということは理解できるけれどもというところもあります。詳細はここで申し上げづらいのですが、そのケースによるところがあります。

○森川委員 部会の中で、1回目の登録なので、できるだけ幅広く多彩なものを入れようという議論になりまして、建物や街路、樹木などいろいろな形のを幅広く選んだつもりでした。多分、事務局が大変ご苦労されて、今、説得というか説明をされているのだと思います。今のところはまだ3件だったのですが、こちらで推薦を出したのは先ほど言ったように9件です。これは、どのくらいの時期にまとめて公表するのか。それとも、現在の3件だけを先に公表していく形になるのか。事務局としてはどういうスケジュールをお考えですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、この3件については、適宜、公表していく予定です。

もともとこの制度自体がまとめて公表ということは想定しておりませんので、同意をいただければ、その後は、その都度、公表していくことを考えています。

ほかの協議をしている最中の案件については、やはり所有者の方の意向もありますので、こちらからはいつというのはなかなか言いづらいところです。

○石塚部会長 今回の森川委員の話に関連するのですけれども、前回の審議会で岡本委員からご指摘、ご提案をいただいたと記憶しているのですが、第1回のお披露目は活用促進景観資源がどういうものなのかということを市民にアピールする上でとても重要な第一歩なので、戦略性をもって臨まれる必要があるのではないのでしょうかというお話をいただいたと記憶しています。

多分、森川委員もそこら辺を念頭に置いているのだと思いますが、この3件がこっそり一歩を踏み出すということもありますけれども、もう少し腰を落ちつけて、活用資産がこういう狙いで、こういうものを第1回に選ばせていただきましたということを、戦略性を持って市民の皆さんにアピールできる熟度をつくってから公表というやり方もあるのではないかと思います。制度ができてから余り眠らせておくのもという事務局の皆さんのお気持ちもわかるのですが、この3件だけだとインパクトは弱いという気がするのですけれども、いかがなものでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 検討します。

○吉田委員 広報、ブランディングの立場から言わせていただくと、まさにおっしゃるとおりだと思います。そもそも、この景観の種というせっかくすてきな名前がついているのですけれども、種が花開いたらどうなるのかが市民に示されていません。また、これに推薦された場所としても、景観の種に登録されたとしても、それが自分たちにとってどんな将来につながっていくのかが示されないと、多分、場所自体の了承もなかなか得られないと思います。

市民に対して、これに登録された場所がすなわち札幌市の中でどういう価値があり、自分たちにとってはどんな場所になっていくのか、このストーリーを描かないと、むやみやたらに登録して、登録されたということはホームページだけでわかるのだけれども、行ってもそれは自分たちにとっては何も関係ないということだと、多分、どんどんしりつぼみになってしまうような気がするのです。

戦略性というのはまさにそのとおりで、広報の戦略をしっかりと考えてきっちりとストーリーをつくっていくことがすごく重要ではないかと思います。とてもすてきな名前がついたプロジェクトですから、やはりこの先、種はどうなっていく、これがふえることによって札幌のまちはどう変わり、市民にとってはどんな場所になり、その場所にとってはどんなメリットがあるかというストーリーを描くことがすごく重要ではないかと思います。

広報の立場と書いていただいているので、意見を言わせていただきました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） しっかり検討したいと思います。ありがとうございます。

○窪田委員 この制度は、前回の審議会からいろいろ手探りの中で検討されていると思うのですけれども、逆に、この了承を得た3件の方たちは何を期待していいですよと言ったのか、やりとりの中で読み取れていることはありますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 特にその協議の中で強く話があったのは、第2号のラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観です。これは、市民の方の提案ということで、活動として登録しているのですけれども、やはり道路ですから、内部の西区の市民部や土木部とも協議しております。その中で、この制度を周知していくことで、こういった活動がどんどん広がっていくことにつながるというお話は伺いました。

また、ポプラ通りも、地域の方が外来生物のオオハンゴンソウの駆除作業をしているのですけれども、ここに写真を掲示するに当たって、活動している守る会の代表の方とお話をした際にも、こうやって紹介していただくことが非常にありがたいという話もいただいております。

そういったところで、今回はご了承いただけていると感じております。

○西山会長 これは公園になるのでしょうか、例えば持ち主が公共の場合もあるわけですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 公共の場合もあります。

○西山会長 ですから、これに登録されると、今までは、例えば、公園部局なら公園部局だけが単独でやっていたのだけれども、景観計画に沿う形で水路の改修をします、通路の改修をしますといったときに、従来の公園部局だけの論理ではなくて、景観と協議、調整ができる、あるいは、これに登録するときに、私が逆に登録される側の公共側の担当者だったら、これに登録されたら、今まで簡単にできたことができなくなってしまうのではないかと、規制が起きるのではないかなど、いい意味でお互いが関心を持ち合ということですね。要するに、種というのはそういう意味だと思うのです。

今までは、縦割りではばばらでやっていたようなことが、この景観行政の中で種として拾われて、それが連携していく中で脈絡のある、さっきストーリーとおっしゃったけれども、札幌の景観というストーリーの中で種が芽を出したり花開いていくことが、行政間であればそういう協議に展開します、相手が民間の方であったら、頑張っていくと、今はただの登録だけれども、将来は札幌景観資産になったり、重要景観構成要素になるなど、出世するわけではないですが、皆さんがより興味を持つものに育っていく、景観まちづくり指針をつくれる地域になっていくかもしれません。結局、景観計画の中にもいろいろなツールがあるので、そのツールと種の間をもう少し考えると、よくなっていくかと思えます。

今回は行政が持っているものが多いのであれば、そこで景観部局との協議との関係が豊かになるということが起きてくるといいと思うのです。逆に言うと、そこが相手に負担で嫌だと思われたら、もうほかは今後続かなくなることが起こり得ると思えます。

私は、個人的にはそんなことが今後の運用で気になりました。

○石塚部会長 この活用資産という新しい制度が盛り込まれた背景は、それまであった札幌景観資産の指定がなかなか同意を選らずに進まないという中で、裾野を広げていく新しい分野ということで作られたと聞いております。説得の大きな材料になるのは、所有者の管理義務、あるいは、現状変更に対しての届出など札幌景観資産に課せられる義務がフリーなので、気軽に受けていただける仕組みということで、裾野を広げたいという戦略だったと理解しています。

しかし、正直、それが本当かなという気はあったのです。そういう義務がないから気軽に指定を受けるかという、やはり市役所から何か登録を促されて、素直にいいよと特に民間の所有者は気軽には言わないと思うのです。やはり、そこに何か付随してあるのではないかとという危惧はどうしてもぬぐえない部分もあります。

ですから、本来の趣旨で裾野を広げていくということだと、今回のやり方では先は同じように広がらない可能性があるのではないかと危惧しています。同じやり方というのは、札幌市が候補を選定し、景観審議会をチェックを受けながら、これがいいと思えますということであらかじめ決めて、同意をいただくという形で所有者に働きかけをするというルートです。このルートを逆転させないと、これは広がってこないのではないかとという気が

します。まさに、もろ手を挙げてこの制度を受けるということを賛成されたのがラベンダー通りの皆さんで、彼らはみずから活動をやっているからなのです。

それから、吉田委員もおっしゃられましたけれども、この種がどうやって育つかといったときも、絶対とは言いませんが、単に登録しただけでは種は開かないです。でも、自分たちが活動のフィールドとしてこれを種として推薦してそれが認められれば、彼らはそれを励みに、この種をベースにさらなるコミュニティー活動をやっていくと思います。ラベンダー通りはまさにそうですね。ラベンダーを植えるというだけではなく、冬のキャンドルをやってみたり、ラベンダーを素材に使った小さなコミュニティーサークルみたいなものをつくったり。そういう形で、景観がよくなるだけではなく、景観をきっかけにコミュニティーが豊かになる、それがこの景観の種プロジェクトの本質ではないかと私は感じているのです。

そういうことからいうと、もっと力を入れるのは、説得する技術ではなくて、推薦をいただく機会をどうふやしていくかという戦略づくりが重要ではないかという気がします。

前日も、そういう点でご提案させていただきましたけれども、札幌は87カ所のまちづくりセンターという地域活動に密着した現場を持っているわけです。そこから地域の町内会や活動団体におろしていただいて、推薦を上げてみませんか、推薦を上げたら広く札幌に資源があることが告知されますよということで地元から上げていただくという努力をして、そこから五つ、六つ上がってくれば、上から苦勞して五つ、六つ、断られる中からかろうじてすくうというやり方を続けるよりは、長い目で見るといい結果が上がってくるのではないかという気がします。

○西山会長 全くおっしゃるとおりだと思います。その辺は、走り出して、みんな一生懸命考え出したところかと思えますし、大変貴重な、重要なご意見だと思います。

例えば、ハルニレの木なんていうのは運動場のど真ん中にあるということは、道から見えるのかもしれませんが、今、中学校は昔みたいに勝手に立ち入れないので、アクセスはなかなかできないですね。だけど、これが景観の種としてどう生きるのだろうか考えるのもおもしろいです。

しかし、基本的にはコミュニティーとのつながりで、もちろん学校というコミュニティーの中にあるわけですが、地域コミュニティーという意味においては、全てがコミュニティーが豊かになるためだけではなく、もっとほかのものもあるかもしれなから、そういう意味では、いろいろなストーリーがあると思います。いずれにしても、これも入れてくれ、これも入れようという雰囲気をつくっていくということですね。

最初の火つけとしてはコミュニティー、まちづくりセンターに一つ声かけをしてやってもらうというのも非常にいいことではないですか。札幌というのは何せ大きなまちで、想像し切れないぐらい大きなまちなので、その辺、何かいい方法で展開していかなければならないですね。種のポスターの雰囲気はすごくいいかと思えます。

「好きです。さっぽろ（個人的に。）」も、昔、すごくはやって、静かにブームを呼ん

でいてよかったところもあると思います。あそこで選ばれたものもこの候補になっていかかもしれません。とにかく大事なことは、これは資源であるということです。資源であるということは、単なる表彰ではなくて、それが次の何かに活かされていくということです。

○森川委員 石塚部会長がおっしゃったとおり、今後の戦略としては、やはり推薦で、うちもやってくださいというのをいかに増やしていくかだと思います。それで周知を上げるという意味でも、1回目というのはすごく大事ではないかというのが部会の中でさんざん上がった意見でした。そのときに、街路、通り、樹木もこれは学校の中にあるので、それなら学校を2件にしないで、一般の人にも見られるような通りにある樹木も入れようとか、結構バランスを考えて部会で9件の候補を選んだのです。

もう一つは建物で、先ほど事務局もおっしゃったとおり、これは何の規制もありません、非常に自由な形の登録なので、気軽に受けてくださいという意味でも建物は一つ入っていたほうが、1回目のアピールになるのではないかという気がするのです。

多分、9件全てをそろえてというのは大変時間がかかりますし、事務局でご苦労だと思いますが、1回目はある程度戦略性を持って数をそろえて、例えば、ラベンダー通りの方と一緒に記者会見をすとか、この登録は前向きな方が前向きに喜んでいただけるようなものなのだというのをPRすることを生かす形を考えていただけないかと思います。

○西山会長 皆さんも、1回目の発表に関しては戦略的な思いもおありのようです。もちろん、9件全部そろえると時間がかかり過ぎますけれども、3件だけではアピールするにはバリエーションが少し弱いということは皆さん共通に思っておられるようですから、その時機を逸しないようにしつつも、残りをプッシュしていけそうなものは早めにするとか、ぜひよろしく願いいたします。

そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○西山会長 それでは、この話題はこれくらいにしまして、次に移らせていただきます。

報告事項3の景観形成に関する普及啓発についてです。

ご説明をお願いします。

○事務局（景観係長） 続きまして、報告事項3の普及啓発についてです。

今年度、普及啓発事業でやったイベントのお話を画面に映しながらご報告しようかと思っております。

一方で、報告資料3というA3判横の資料を用意させていただきました。札幌市で普及啓発事業とは、どういう位置づけなり景観計画の整理の中でやっていることなのか、おさらいの意味も含めまして解説させていただければと思います。

A3判の資料の上の段、先ほど、普及啓発で出ましたけれども、1の景観計画における「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の取り組みと、新たな表彰制度の検討、実施を景観計画に位置づけている中で、どういう整理なのかというところです。

まず、真ん中のカラーの表を見ていただけるといいのですが、こちらは景観計画の本書で61ページに記載しております普及啓発に関するロードマップという位置づけで、この中に各種普及啓発事業としてどういうものに取り組んでいこうかという札幌市の意思をあらわしております。

横軸には、景観の関心の高まりという軸を置いて、左から順に高まりに応じて、どんな施策を展開していけばいいかという整理、そして、縦軸には、三つに分けて、教育・体験、真ん中の情報発信、下の自発的活動の促進ということで整理をしております。

先ほどの「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の取り組みを景観計画において整理し直して、こちらの1番、景観に関する教育と体験の機会の提供というジャンルの中のイ、市民等との協働による普及啓発の取組と位置づけを行って、現在も普及啓発事業を行っているところです。

一方で、下に、この取り組みをする機会にもなった今後の新たな表彰制度をどうしていこうかということを考える上で、さまざまな層への取り組み、普及啓発をしていこうというのが「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の取り組みだったのですが、それを充実させていった結果として、③市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実のウに新たな表彰制度の検討・実施を行っていきますということであっております。

右側に書いてありますのは、これまでの「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の取り組みはここに改めて位置づけています。その中で、現在進行形で多彩なイベントを開催している最中です。その下の段に行きまして、そういう取り組みを実施しながら、さまざまな層に訴えかけながら新たな表彰制度の具体化を整理していきましょうということで、繰り返しになりますが、やっております。

左下の2番に、これまでの普及啓発事業をおさらいのように時系列にまとめております。

札幌市では、古くは昭和58年から平成21年まで、隔年で普及啓発事業として札幌市都市景観賞をやっておりました。全14回開催されているわけですが、その中で市民からの多彩な応募に対して専門家が審査員会という形でいろいろな評価をして、その結果を市民の皆さんに公表して、景観的にこういういいものがありますとお知らせする制度をやってまいりました。

一方で、その制度設計も一定程度役割を終えたのではないかという意見もあることから、新たな取り組みを始めるということで、平成24年からスタートしたのが「好きです。さっぽろ（個人的に。）」という取り組みです。こちらを3年間やった成果としては、これまでのように市民から応募していただくということは一緒ですが、時代背景もありまして、SNSを使いながら幅広く個人的に好きなレベルで広く募集し、選考というよりは、下に書いてありますが、人気投票という位置づけで景観総選挙をやり、札幌市内には知られていない風景、景色、景観がさまざまありますというものをお知らせすると同時に、その瞬間のイベント終わらせないために、継続的に見つけ出した景観を普及啓発するアイテムとして景観まちづくりカードゲーム☆景カードをつくりまして、それに人気投票のあった景

観を写し出し、子ども向けにはなりませんけれども、若い年代の層へも札幌市の景観教育の幅を広げていきました。

それから、近年、平成28年、29年あたりでは、引き続き、景観計画に位置づけられた取り組みの中で、札幌市内だけではなくて、景観というものは市域や区域で区切られるものではないという概念のもと、広く広域景観という概念に手を出しながら幅広い層への普及啓発事業を行ってきたところです。

その一連の流れがある中で、今年度、平成30年度、左下に、景観未来会議と銘打ってイベントを開催させていただきました。これについては、画面で少しおさらいをさせていただければと思います。

また、もう終了したイベントですが、出演者等も掲載されておりますので、パンフレットを参考にいただきながら聞いていただきたいと思います。

こちらは、平成31年1月27日に、北1条西1丁目に秋口にできたばかりの札幌市民交流プラザの中にある札幌市図書・情報館というところで図書・情報館との共催という形で開催しました。

今回は2部構成のイベントにしまして、前半の第1部は、題名にもありますとおり、バラエティー番組になぞらえた形で、少し軽いタッチで、市民の方に景観のさわりをしてもらおうというようなアプローチをしつつ、第2部では、少し専門家の方々の意見をフォーラム形式で、札幌の今後について、語ってもらうという仕組みづくりでイベントを開催いたしました。

改めてですけれども、場所は図書・情報館です。1階と2階にガラス張りの中に施設がありますが、こちらの1階の会場で行われました。

終始、おおむね五十数名程度いる中で開催しました。こちらに映し出しましたとおり、前半は、右側に判定者3名を置き、左側に相談者という形で進行していきました。最初の相談者は札幌市からで、札幌市の普及啓発事業を軽く紹介しながら、これまでたくさん集めた景観資源を今後どう活用していったらいいですかと相談しました。

そして、判定者の左側の女性が弁護士の方で、そのお立場の目線からアドバイスをいただきました。真ん中の方が山崎さんとおっしゃるのですが、現在、東京大学の特別研究員をされている方です。この方は、以前から景観分野を研究テーマに活動を行ってきて現在に至っている目線です。一番右側の方は、札幌市内に在住している道内を中心に活躍されているパフォーマーの方です。パフォーマンスを通じて、子どもへの見立ての教育の分野にも取り組んでいる方です。そういう方と軽くキャッチボールをしながらやってきました。

2人目の相談者は、前年度、札幌市が景観整備機構として指定しました北海道建築士会の方に参加いただき、景観整備機構としてどんなことをやっていこうかということや、北海道建築士会自体がもっと有名になるにはどうしたらいいのかという目線でもキャッチボールをしました。

3人目は、川崎市から参加をしていただきました。川崎市は、札幌市が景観まちづくり

カードゲーム☆景カードをつくったことに少し興味を持ちまして、川崎市自体も今後の子どもの景観教育をどうしていったらいいかということを検討していきまして、現在進行形でボードゲームを作成している最中です。このときはプロト版を持ってきて、こんなゲームですけれども、どうしていったらいいですかという相談のやりとりがありました。

終始、和やかな雰囲気、笑いも起きつつ、やってきました。

後半は、少し引き締めてパネラーをお一方、新たに右側にお迎えして、一番右の方は東大の山崎さんのままですが、右から真ん中の帽子をかぶった方は長崎都市・景観研究所所長という立場で来ていただきました。

実は、この方、若いころから景観のまちづくり活動をやってきて、NPO法人を立ち上げてきた方ですけれども、行政とより深く関係よく何かをやっていくにはどうしたらいいのだろうかという中で、彼自身が市の職員になってしまえとって長崎市の職員になった経歴の持ち主です。長崎で二足のわらじを履きながら活動している目線で、景観まちづくりとは何かということをいろいろやりとしていただきました。

一番左の女性の方は、佐藤真奈美さんと言いまして、一般財団法人清水沢プロジェクトという夕張市にあるNPO法人で活動されている方です。

ご承知のように、夕張市は、人口減少も激しく、財政的にも結構厳しい状況の中で、それでもいわゆる炭鉱遺産などを活用した観光まちづくりを研究しながら、縮小傾向の中でも地域のコミュニティーをどうやって生かし続けるのかみたいなことを模索している団体です。そういう目線で、今後の都市が減少傾向にある中でもどうやって活力を見出していたらいいのかという目線でお話をいただきました。

一方、こちらは図書・情報館との共催という形で開催しました。図書・情報館は、働く人を応援する図書館というテーマで、働く方に役立つ書を多く所蔵して、そういう方々が行く図書館ということで、イベントがあるたびにですけれども、そちらに出演されるあらゆる分野の方々に、その方が心に残る本をこの場で紹介していただくことで、図書・情報館にも新たに蔵書をする手助けをするという試行もあわせてやったので、このような展示もした中でイベントを開催しました。

そのほか、左側の札幌市に既にある景観に関するさまざまなグッズ、右側が先ほど言った川崎市のプロトタイプでつくっているボードゲームです。これはまだまだこれから変更していかなければということをおっしゃっていましたが、こんなものを展示して来場した皆様に見ていただくということをやっていききました。

実際に終わってからも観客の皆様から質問タイムを設けたのですが、皆さん、結構積極的にご発言されて、スクリーン上の右側の発表している方は、町内会や地域でまちづくり活動をやられている方で、行政や公共の場でいろいろなイベントをしようとしたときの調整の難しさ、苦労を実際にされていた中で意見交換ができて非常に有意義でしたと言っていただきながら、終始、和やかに会議を開催したところです。

長くなりましたが、報告を終わらせていただきます。

○西山会長 まず初めに、このA3判の横判のものですけれども、新しい景観計画の61ページの考え方を改めて事務局でも1983年から35年間の景観行政の過去のいろいろな取り組みを客観的に評価といいますか、きちんと振り返って、今、自分たちがやろうとしていることは何なのかを整理されたということです。

私もいろいろな自治体の委員会をやらせていただきますけれども、余り過去を振り返りたくないところも多いですが、こういうふうきちんと振り返っているというのは大事なことかと思っております。

とはいえ、今の活用促進景観資源は、まさにこういうものを見ていると、どこに位置づけられていくのか、新たな顕彰制度とどういう関係になるのか、いろいろ考えさせられる部分もございます。今年度の取り組みとしては、今、丁寧に説明いただいた景観未来会議は、大変おもしろいメンバーを集めて、盛況だったようです。

皆さん、どこからでも結構ですから、ご意見でもご質問でもどうぞ。

○廣川委員 映像だけだったのですが、せっかくここまでやるなら、一部でもいいから音声を入れてください。そうしないと、ただ見ている、悪いけれども、自己宣伝に終わってしまうような感じなので、そのくらいはしてほしいと思います。よろしくお願ひします。

○西山会長 今の時代ですからね。

事務局、どうぞ。

○事務局（景観係長） それに関して、追加でお話しさせていただきます。

きょう、映像を出さなかったのは大変恐縮だったのですが、当日もSNSで同時配信をして、来られない方にも見ていただいた一方、それを記録としても残して、現在、札幌市のホームページ上でもリンクを張って、まだまだこの内容を見られますということを見せていただいています。ここで、ある意味、宣伝をさせていただいて、もし興味があればごらんいただきたいと思っております。

○西山会長 興味があったらぜひ見てくださいということでございます。

ほかはいかがでしょう。

○山本委員 今、あちらこちらで再開発が非常に盛んになって、先ほども狸小路のところの建物を私は初めて映像で見ました。ああいうふうになるのだと思ったのですけれども、例えば、狸小路のあの場所が一つの新しい場所となるのであれば、その系列のずっと9丁目、10丁目、11丁目には結構おもしろい場所があるのです。そういった商業的なまち並み、商店街的なものは今回こういう景観の中には入ってこないのでしょうか。自然や公園はわかるのですけれども、例えば、札幌市を考えたときに、私も札幌出身でずっと札幌に住んでいますが、古いながらもほっとするところがあるのです。多分、もう歯抜け状態になっているところもあるのですが、もしかしたらそういうところで何か見出せるところがないかと日ごろ思っているものですから、お話しさせていただきました。

○西山会長 確かに、商店街はどうなのでしょう、29件の中にあつたのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 回答します。

まち並みということでは、当初、調査したものの中には入っておりません。ただ、今後そういったものも当然対象になってくるものだと考えています。

○西山会長 確かに、札幌市のこれまでの景観のリストにも、軟石など単体のもはたくさんありますけれども、まち並み的な扱いは余り聞きませんね。おっしゃるとおりだと思います。緑の連続も並木はもちろんたくさんありますけれども、もしかしたら札幌市民は余りそういうものを景観として出すことになれていないというか、余り経験がないのかもしれないですね。そういう意味では、おっしゃるとおりだと思います。

別に、これは景観保全をすとか保存するという話とは必ずしも違いますので、そういう意味では、まさに狸小路というものはどうやって切り出して、どういうストーリーで価値をつけていくか、魅力を語るかは知恵の絞りどころだと思います。

○廣川委員 今の意見にセコンドしますけれども、今の時代は、滅亡する商店街、そういうところに行きたいというのが一般市民の声なのです。だから、逆行するのだけれども、そういうものがもし加わるのであれば、科目として検討してもらいたいという意見です。

○西山会長 それこそ、特別な義務を伴うものではないけれども、活用を促進した資源なわけです。もしかしたら、そうやって思って登録しても、結果、活用はできずになくなっていくものもあるかもしれないけれども、それを恐れず、これはどうせ難しいからやめておこうではなくて、活用促進の可能性があったら、そこでやりたいという人が一人でもいたら、一件でもあれば、そこに一つ可能性を見出していくというようなチャレンジブルなものもいいかもしれません。

本当にありがとうございます。ぜひ記録にも残してください。

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 私も山本委員の意見に賛同ですけれども、景観を形成している要素の一つに広告物もあります。広告物は、何年たっても景観を壊しているもの一つと言われております。それで、景観形成に関する広告物のあり方に関しても、ぜひ活動というか、どういうものがふさわしいのか、どういうものがいけないのかということも普及啓発していただけるとありがたいと思います。

○西山会長 ほかにいかがですか。

○吉田委員 私は、この景観教育に非常に興味があるのですが、景観といった時点で、市民は自分と非常に遠いものと思っているのではないかと思います。なぜかという、もしかしたら市民には、景観は誰かがつくってくれるものとか、景観というのはどこかの建物で、何か特別なものという意識があって、ここに参加してくれる人たちは非常にいい市民だけれども、ほとんどの市民は景観というものに余り興味がないのではないだろうか、それは何だろうとずっと考えているのですけれども、多分自分ごとと置きかえられないのだと思うのです。

でも、実は、よく考えてみると、景観は私たちの小さな選択の積み重ねでできますね。例えば、私が家を塗りかえるときに何色にするのだろうか、街灯をつけるときにどんな街

灯をつけるのだろうか、経営者ですからビルを選ぶときにどのビルにオフィスを出そうか、看板はどうしようか、実は全ての人たち、市民が毎日何かを選択して、それがまちをつくっているみたいなことをかみ砕いて、景観はこういうものですよという市民目線での定義みたいなことをいま一度してみたらどうかと思うのです。そうすると、その市民目線でいろいろな人の目線をかみ砕いた翻訳的な景観があれば、では、家を建てないから関係ないではなくて、庭に植える花一つ、また、町内会でよく花を植えますが、どうしてこんな色の花を植えるのだろうかと思うときもあります。あれも、町内会の誰かが選んでいますね。

皆さん、景観は実は身の回りのちょっとした選択ですよ、くらいなプロモーション、キャンペーンをやっていくと、教育という余り上から目線ではなくて、札幌のまちの景観は皆さんが本当に日々つくっているものだということをやってくと、今の商店街のお話もそうだし、大上段に見えるのではないかというのが気になるところです。そんなかみ砕き方も一つ検討していったらいいのではないかと思います。

○西山会長 これも全くおっしゃるとおりだと思います。景観行政というのは、一つは公共空間の美装化という話とか、ストリートファニチャーみたいな70年代ぐらいからの景観行政、もう一つは景観コントロールで行為規制の二つです。どうしても、自分たちに関係ないというのがどうも従来の景観行政の市民からの扱いだったところもあると思います。

私も、全国のいろいろな自治体を見る中で、札幌市はこの辺の手づくり感とか大事にしようとしていることは、最初のころの景観賞は全国的にこういう流れでしたけれども、その後の動きはすごくシフトしておられて、先端的だと思うのです。しかし、この審議会において、なお、そういう意見が出たときに、なるほど、そうだよなと思うということは、まだまだやれるのだろうかということだろうと思います。

話題がずれるかもしれませんが、きのう、全国の地価の公示価格が出ました。私は、観光学のセンターにいますが、初めて地価に観光の話が出ていて、全国の地方部で地価が上がったのは観光目的地として注目されているところなのです。なまはげが無形遺産になったらあそこの地価が上がったということで、本当なのかと思うのですが、魅力的なまちづくり、景観づくりや人を引きつけるまちづくりが結果としては地価を上げていたりしているということだと思います。あれは、そういうことを促進したいという政策的な流れもあるので、マスコミもかなり無理をしてそういう言い方をしていると思います。

私の身近なところでいくと、恵み野のガーデンまちづくりが本当に地価を上げて、商店街の再生を引き起こしたりしたような例もあります。ですから、この景観をよくしていくということが人を引きつけて、その人を引きつけることは、今から人口が減少していく社会の中で、生き残る地域になっていきます。今までの景観行政はきれいごととかぜいたく行政と思われていましたけれども、これからは生き残っていくために選ばれるまちにならないと、商店街だけでなく、本当にまちそのものが減っていくのだと思います。そういう

中でも、いい事例を見て、こうするとみんながいいなと思って、一度は見にいこうと思うということにつながっていくということの呼び水になればいいかと思いました。

吉田委員がおっしゃっていただいたことから少しずれたかもしれませんが、今、そういうことを過去にも増して世間が真剣に取り上げる時代になっていると思います。その辺をバランスよく、先進自治体として、この辺のよさを失わずにますますやっていただきたいと思います。

そろそろ予定の時間ですが、最後にぜひという方がおられますか。

○田作委員 今回の景観形成に関する普及啓発について、よくまとめられていて、なおかつ、きちんと事後検証されていることはすごく評価したいと思っています。

私は、環境の審議会の委員もいろいろとやってきた経験から言うと、景観行政と環境行政は如実にリンクしているとあえて申し上げたいと思います。また、札幌市は、市の施設として環境教育の委員会が別にあります。そちらでは、実は副読本みたいなものをどんどんつくってやっていく経緯もあります。まず、景観教育に関してはぜひそういったところにアプローチしていただいて、環境教育の副読本的なところで景観教育にも何とか触れられないかどうかをぜひ行政として考えていただきたいということが1点です。

それから、先ほどから、話題になっている登録制度の件についてです。

部会にしながらここでこういうことを申し上げるのも何なのですが、実は、札幌市にはいろいろない冊子があって、例えば、健康を増進するために駅から10キロメートル歩いてみましようというオリエンテーションみたいなプログラムをつくっているのです。種のプロジェクトの点になっているところを歩いて回るとか、そういったところを見ることによって花が咲くような取り組みができるのではないかとということです。

これも札幌市の市営企業調査審議会にいたときに得た知識ですが、そういった横断的な活用をされることによって、種から花が咲くのではないかと思います。

○西山会長 いろいろな審議会を見ていらっしゃるからこそですね。ありがとうございます。

松田委員、お願いします。

○松田委員 私からは、登録制度と、最後にご説明があった普及啓発についてです。

まず、普及啓発について、この中の③に市民・事業者等の自発的な活動を促進する施策の充実ということで、その中に幾つか書いてあるのですが、特に強調されているところは、人や活動のネットワークを充実させていくために支援していきますということです。今、具体的な支援のメニューとしては、景観整備機構の指定とか認証などと書いてあるのですが、その後に「ネットワークを充実する仕組みの検討を行います」と書いてあります。やはり、札幌市民あるいは事業者の方々でも、景観をもっとよくして札幌のまちを魅力的にしたいと考えている方や、さまざまな景観的な価値のあるものがなくなるたびに非常に残念に思っている方は随分多くいると思うのです。

私も、仕事柄、そういう方々の声をたくさん聞くのですが、そういう人たちに、ネット

ワークというか、何かあったときに相談できるとか、仲間を探せるとか、自分が活動したいときに協力してくれる人がいないか、ノウハウを教えてくれる人がいないか、駆け込み寺ではないけれども、皆さんをつなぐような、札幌市が最初にちょっとだけお手伝いして、そういうネットワークづくりのきっかけをつくっていただいて、その後はむしろネットワークのほうが自立的に活動されていくと、例えば、今回の登録制度もそういうところが動いてくれて随分楽になっていくのではないかと思います。

札幌市は、政令指定都市で、スタッフもすごくたくさんいるし、優秀な方もたくさんいるとはいえ、行政だけで動くのはなかなか限界があるし、役割分担として違う部分があると思うのです。市役所が言うのと市民の活動家の方々が言うのとでは大分違う部分があると思いますので、ぜひ具体的なネットワークづくりになるきっかけの取り組みを考えていただきたいのです。

ここにいる委員の方々もいろいろなバックボーンを持っていらっしゃいますし、少なくとも私は協力したいと思います。札幌市だけではなくて、せつかくここに十何人もいるし、過去の委員の方もいると思うので、そういう方も巻き込みながら、単発のシンポジウムやセミナーでもいいですけども、もっと継続的につながるようなものをやられたらどうかという提案です。もしよければご検討いただきたいと思います。私も協力したいと思います。

もう一つは、登録制度についてです。

吉田委員からも、市民と景観のかかわりが本来あるのではないかというお話もあったのですが、今回の登録制度は、ある意味では一般の市民の方が直接的に参加できる初めての制度だと思うのです。そういうことであれば、例えば、この機会をうまく生かして今回の制度の紹介のパンフレットなりホームページなり、あるいは、普及活動の中で、実は景観とはこういうことなのですよ、皆さん景観にこんなふうにもっとかかわれるのですよ、例えば、その一つが今回の登録制度ですよということで、今回の制度の普及啓発の中でもそういったことをうまく伝えていったらいいかと思います。

その際、今回の登録制度において、私たちが関係者に配ろうとしたときに配れるパンフレットがあるとすごくいいので、そういうものをつくったほうが絶対いいと思います。先ほど、吉田委員から、種が成長してどうなるのかが見えないというお話がありましたが、実際にどういうふうに種が成長していくのか、それはさまざまなパターンがあると思うのです。西山会長からも、成長の中にはいろいろなストーリーがあるはずだという話がありました。例えば、現時点で考えられるようなストーリーをその中に示していくと、それを見たときに、我々の団体だったらこの種を植えるところこういうふうになるのかということが見えて、それが活動する人や市民にとってメリットに感じられることと重なっているとさらにいいと思いますので、ぜひ、そういうものをメニューとして示して、ストーリーを示して行ってほしいと思います。

今後、今回の3件以外にもどんどん登録がふえてくると思うのです。登録された中には、

実際にそういう種が成長していくものが出てくると思うのです。そういったものも紹介しながら、みんなが勇気を持てるようなものになっていければと思います。ぜひ、そういうものを何か伝えていってほしいと思います。

最後に、先ほど29件のリストアップから9件というお話がありましたけれども、この制度をもっと気軽に使っていこうと考えたときには余りにも少な過ぎるし、もっと登録したいと思っている人たちはたくさんいると思うのです。

例えば、前に岡本委員から、私の研究所の200本の千島桜というのは、日本で一番千島桜があって、毎年、何万人の方が来るのですけれども、ああいったものも指定できるよねという話がありました。例えば、うちの研究所でオーケーであれば、ああいうものも指定できるのですが、学校や行政機関などさまざまなところにまだまだ周知がされていないと思うのです。

議事録に残すのはどうかと思うのですけれども、例えば、私は真駒内に住んでいるのですが、真駒内の駐屯地の中には実にすばらしい建物だけではなくて、木も昔からたくさんあるのですが、残念ながら、切られたり移動している事例もありながら、まだまだたくさん残っています。そういうことも行政機関にもお伝えして、この登録の候補がもっとふえていたり、実際にそういったところも協力してくれるのではないかと思いますので、ぜひそういう活動もしていただければと思います。

リクエストばかり多くて済みません。

○西山会長 本日、委員の皆さんから出たいろいろな意見の中に、ネットワークをつくる話、啓発の話、いろいろとリクエストがありました。特にまとめることはしませんが、貴重な意見がたくさん出ましたので、ぜひ議事録に残していただきたいと思います。

○岡本委員 前回もお伝えしたのですけれども、公開される議事録に載る場ではなかったので、一つだけお伝えしておきたいと思います。

表彰については、いいから表彰するというものと、守ってくれているから感謝するという両方を考えてほしいです。

以上です。

○西山会長 時間が余ったら私から質問しようと思っていました。前回のサイロの取り壊しの話について、責めるのではなくて、むしろ、今まで守ってくれてありがとうということをどういうふうにするか、例えば、何十年間、景観資産であったという話をどう記録するかということを伺おうと思いました。

今、短く言っていただきましたが、感謝をするということですね。

今回も最後に岡本委員から温かいコメントをいただきました。ぜひ、ハートの部分というか、気持ちの大事な部分を議事録にも残しておいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで、本日の議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 本日もご審議、ご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上でホームページにて公開となります。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回、来年度の審議会は、日程調整の上、改めてご案内させていただきます。

それでは、以上をもちまして、平成30年度第3回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

平成30年度第3回札幌市景観審議会出席者

委員（11名出席）

石塚 雅明	(株) 石塚計画デザイン事務所 顧問
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
窪田 映子	(株) KITABA 常務取締役
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長)
松田 泰明	国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所 地域景観ユニット 総括主任研究員
山本 明恵	NPO法人さっぽろ住まいのプラットフォーム 理事長 (恵和建築設計事務所 代表)
吉田 聡子	(株) 桐光クリエイティブ 代表取締役社長
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
田作 淳	市民
森川 潔	市民